

現行	改正後
<p>I 検査の基本事項</p> <p>1. 検査の<u>目的</u></p> <p>証券取引等監視委員会（以下「<u>監視委員会</u>」という。）の検査は、<u>監視委員会が、検査対象先（次の「2. 検査対象先」に掲げる者。）の法令の遵守状況等を検証するとともに、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、内閣総理大臣（金融庁長官）に対し検査対象先等に対する適切な措置、施策等を求めることにより、公益又は投資者等の保護を図ることを目的とするものである。</u></p> <p>2. 検査対象先</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(25) 特定譲渡人（資産の流動化に関する法律第150条の4、第229条第2項第1号及び同条第3項）</p> <p>(26) 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第156条第1項、第229条第3項）</p> <p>(27) 特定目的信託の<u>原委任者</u>（資産の流動化に関する法律第225条第1項、第229条第2項第2号及び同条第3項）</p> <p>(28) 保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律第8条第1項、第41条の2第2項）</p> <p>(29) 振替機関（社債等の振替に関する法律第20条第1項、<u>第308条第2項</u>）</p> <p>(30)、(31) 略</p> <p>なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「本人確認法」という。）により<u>監視委員会</u>に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。</p> <p>イ. 証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者又は金融先物取引業者（本人確認法第8条、第13条第3項及び第4項第1号）</p> <p>ロ. 登録金融機関（本人確認法第8条、第13条第3項及び第4項第2号）</p> <p>ハ. 証券金融会社、保管振替機関又は振替機関（本人確認法第8条、第13条第3項及び第5項）</p>	<p>I 検査の基本事項</p> <p>1. 検査の<u>使命</u></p> <p>証券取引等監視委員会（以下「<u>証券監視委</u>」という。）の検査は、<u>公益又は投資者等の保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先（次の「2. 検査対象先」に掲げる者。）の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣（金融庁長官）に対する適切な措置、施策を求め、又は監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局。）へ必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。</u></p> <p>2. 検査対象先</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p>(25) 特定譲渡人（資産の流動化に関する法律第209条、第290条第2項第1号及び同条第3項）</p> <p>(26) 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第217条第1項、第290条第3項）</p> <p>(27) 特定目的信託の<u>原委託者</u>（資産の流動化に関する法律第286条第1項、第290条第2項第2号及び同条第3項）</p> <p>(28) 保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律第8条第1項、第41条の2第2項）</p> <p>(29) 振替機関（社債等の振替に関する法律第20条第1項、<u>第136条第2項</u>）</p> <p>(30)、(31) 略</p> <p>なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「本人確認法」という。）により<u>証券監視委</u>に委任された権限に基づく検査を同時に実施することとするので留意する。</p> <p>イ. 証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者又は金融先物取引業者（本人確認法第7条及び第8条第1項、第13条第4項第1号）</p> <p>ロ. 登録金融機関（本人確認法第7条及び第8条第1項、第13条第4項第2号）</p> <p>ハ. 証券金融会社、保管振替機関、<u>保管振替機関の参加者</u>、振替機関又は<u>口座管理機関</u>（本人確認法第7条及び第8条第1項、第13条第5項）</p>

現行	改正後
<p>(注) ( )書きは、検査権限及び<u>監視委員会</u>への委任規定である。</p> <p>3. 検査官の心構え</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>イ. 検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。</p> <p>ロ. 検査官は、常に品位と信用を保持するように努め<u>なければならない。</u></p> <p>ハ. 検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。</p> <p><u>ニ. 検査官は、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。</u></p> <p><u>ホ. 検査官は、検査業務の執行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>4. 関係部局との連携</p> <p><u>検査を実施するに当たっては、効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、監視委員会と財務局等（財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）又は財務局等相互間において検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施するなど連携を図るものとする。</u></p> <p><u>また、金融庁検査・監督部局（財務局等にあつては理財部又は財務部。）との連携を図るものとする。</u></p>	<p>(注) ( )書きは、検査権限及び<u>証券監視委</u>への委任規定である。</p> <p>3. 検査官の心構え</p> <p><u>(1) 目的の認識</u> 検査官は、<u>公益又は投資者等の保護が検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。</u></p> <p><u>(2) 効率的な遂行</u> 検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。</p> <p><u>(3) 信用保持</u> 検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、<u>検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p><u>(4) 実態の把握</u> 検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。</p> <p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(5) 自己研さん</u> 検査官は、<u>金融・証券に関する法令・諸規則等を正しく理解し、金融・証券市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。</u></p> <p>4. 関係部局との連携等</p> <p><u>証券監視委は、財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）への適切な指揮監督を行うとともに、効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、証券監視委と財務局等又は財務局等相互間において検査官を派遣し合同して行う検査を積極的に実施するなど連携を図るものとする。</u></p> <p><u>なお、金融庁検査局又は監督局（財務局等にあつては理財部又は財務部。）等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。</u></p>

現行	改正後
<p>5. 自主規制機関との情報交換等</p> <p><u>イ.</u> 証券業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図ることで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。</p> <p><u>ロ.</u> 自主規制機関による<u>調査業務</u>の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。</p> <p>II 検査実施の手続等</p> <p>1. 検査の基本方針及び基本計画の策定</p> <p><u>監視委員会は、毎検査事務年度の当初に検査基本方針及び検査基本計画を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、次の事項に留意し、策定した検査基本方針及び検査基本計画を公表するものとする。</u></p> <p><u>イ. 証券市場をめぐる環境の変化等への的確な対応</u>  <u>ロ. 検査要員、日程、予算等についての十分な配慮</u></p> <p>2. <u>検査の方式</u></p> <p><u>検査は、次の方式によるものとする。</u></p> <p>(1) 一般検査  <u>検査対象先に係る業務運営等の全般について、<u>前回検査の結果、検査対象先に関する情報</u>及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>3. 検査予告</p> <p><u>監視委員会及び財務局等の検査は、原則として、無予告で行うものとする。</u></p>	<p>5. 自主規制機関との情報交換等</p> <p>(1) 証券業協会などの自主規制機関の検査部門等と情報交換を図ることで、業界及び個々の検査対象先の実態把握に努めるものとする。</p> <p>(2) 自主規制機関による<u>検査業務</u>の実施状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。</p> <p>II 検査実施の手続等</p> <p>1. 検査の基本方針及び基本計画の策定</p> <p><u>証券監視委事務局は、毎事務年度の当初に「<u>検査基本方針</u>」及び「<u>検査基本計画</u>」を策定するものとする。これらの策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、<u>監督部局の監督方針や証券市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することとし、また、策定した「検査基本方針」及び「検査基本計画」を公表するものとする。</u></u></p> <p>2. <u>検査の種類</u></p> <p><u>検査の種類は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 一般検査  <u>検査対象先に係る業務運営等の全般について、<u>各種情報、前回検査の結果</u>及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3. <u>検査の方式</u></p> <p><u>検査は、原則として、<u>検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法</u>（以下「<u>臨店検査</u>」という。）により行うものとする。</u></p> <p>4. 検査予告</p> <p><u>証券監視委及び財務局等の検査は、原則として、無予告で行うものとする。</u></p>

現行	改正後
<p><u>4. 検査基準日</u></p> <p>検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、<u>検査着手日の前日</u>とする。</p> <p><u>5. 検査実施の留意事項</u></p> <p>(1) <u>検査証票等の提示</u> 主任検査官は、<u>臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。</u></p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(4) <u>検査マニュアルの取扱い</u> 検査官は、<u>証券会社、外国証券会社、登録金融機関、投資信託委託業者、投資法人及び投資顧問業者の検査においては、検査マニュアルを参考として行うものとする。</u> ただし、検査マニュアルは、あくまで検査を行う際の参考となるべき事項を例示したものであることから、各項目を機械的、画一的に<u>検査</u>することのないよう留意するものとする。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) <u>問題発生時の対応</u> 主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になった時は、直ちに<u>証券検査官室長</u>（財務局等にあつては証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。 この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p><u>5. 検査基準日</u></p> <p>検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、<u>臨店検査着手日の前日</u>とする。</p> <p><u>6. 検査実施の留意事項</u></p> <p>(1) <u>検査命令書等の提示及び説明事項</u> 主任検査官は、<u>臨店検査に着手した時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、以下の事項について説明を行うものとする。</u></p> <p>① <u>検査の権限及び目的</u> ② <u>検査への協力依頼</u> ③ <u>検査モニターの概要</u> ④ <u>意見申出制度の概要</u> ⑤ <u>その他必要な事項</u></p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>(4) <u>検査基本方針及び検査マニュアル等の取扱い</u> 検査官は、<u>検査の実施に当たっては、「検査基本方針」を十分踏まえ、「検査マニュアル」を参考として行うものとする。</u> ただし、「<u>検査マニュアル</u>」は、あくまで検査を行う際の参考となるべき事項を例示したものであることから、<u>検査対象先の規模、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的、画一的に<u>検証</u>することのないよう留意するものとする。</u> <u>なお、「監督指針」についても、検査の実地に当たっての参考とするものとする。</u></p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) <u>問題発生時の対応</u> 主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等により検査の実施が困難な状況になった時は、<u>経緯及び事実関係（検査対象先の言動等）を記録するとともに、直ちに証券監視委事務局証券検査課長</u>（以下「<u>証券検査課長</u>」という。財務局等にあつては証券取引等監視官）にその旨を報告し、指示を受けるものとする。 この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。</p>

現行	改正後
<p><u>6. 検査資料の徴求</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 資料徴求の迅速化  検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として<u>コンプライアンス部門等</u>を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。  検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。  主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。</p> <p>(3) 資料の返却等  検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。  <u>また、検査期間中に徴求した資料は、その取扱いに十分注意するとともに、原則として、検査終了時まで返却するものとする。</u></p> <p><u>7. 検査モニター</u></p> <p>検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、<u>監視委員会及び財務局等</u>による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 検査対象先への説明  主任検査官は、原則として、<u>検査着手日</u>において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。</p> <p>(2) 検査モニターの概要  検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の<u>2通り</u>の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。</p> <p>① 意見聴取</p>	<p><u>7. 検査資料の徴求</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 資料徴求の迅速化  検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として<u>内部管理部門等</u>を通じて一元的に行うよう努めるものとし、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。  検査官は、徴求する資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。  主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努めるものとする。</p> <p>(3) 資料の返却等  検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として持出しや返却等の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。</p> <p><u>8. 検査モニター</u></p> <p>検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により検査の実態を把握することで、<u>証券監視委及び財務局等</u>による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 検査対象先への説明  主任検査官は、原則として、<u>臨店検査着手日</u>において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。</p> <p>(2) 検査モニターの概要  検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の<u>2つ</u>の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。</p> <p>① 意見聴取</p>

現行	改正後
<p>イ. 実施者 実施者は、<u>監視委員会においては総務検査課長又は証券検査官室長、財務局等においては証券取引等監視官（必要に応じ証券検査官室長）とする。</u></p> <p>ロ. 略</p> <p>② 意見受付 イ. 略</p> <p>ロ. 提出先 提出先は、<u>監視委員会の検査においては証券検査官室長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、証券検査官室長あてに提出することもできる。</u></p> <p>ハ. 受付期間 <u>検査着手日から検査結果通知書交付日までとする。</u></p> <p>③ 略</p> <p><u>8. 講評等</u></p> <p>① 略</p> <p>② 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で、検査対象先の責任者に対し、以下の点について、当該検査の講評を行うものとする。</p> <p>イ. 検査で認められた事実のうち、法令違反や<u>内部管理等の業務運営上の問題又は経営管理上の問題</u>（以下「法令違反事項等」という。）を伝達する。</p> <p>ロ. 略</p>	<p>イ. 実施者 実施者は、<u>証券監視委事務局においては、証券監視委事務局総務課長（以下「総務課長」という。）又は総務課長が指名する者とする。</u> <u>財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者（必要に応じ証券監視委事務局の実施者）とする。</u></p> <p>ロ. 略</p> <p>② 意見受付 イ. 略</p> <p>ロ. 提出先 提出先は、<u>証券監視委の検査においては総務課長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、総務課長あてに提出することもできる。</u></p> <p>ハ. 受付期間 <u>臨店検査開始日から検査終了日（検査結果通知書交付日）の1月後（検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日）までとする。</u></p> <p>③ 略</p> <p><u>9. 講評等</u></p> <p>① 略</p> <p>② 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で、検査対象先の責任者に対し、以下の点について、当該検査の講評を行うものとする。 <u>なお、証券検査課長（財務局等にあつては証券取引等監視官）が公益又は投資者等の保護上緊急を要すると判断した場合には、講評を行わない場合もある。</u> <u>（注）指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。</u></p> <p>イ. 検査で認められた事実のうち、法令違反や<u>公益又は投資者等の保護上問題と思われる業務の運営又は財産の状況</u>（以下「法令違反事項等」という。）を伝達する。</p> <p>ロ. 略</p>

現行	改正後
<p>③ 略</p> <p>④ 講評の際の出席者 イ. 当局 原則として、主任検査官のほか<u>検査官</u> 1名以上とする。</p> <p>ロ. 略</p> <p>⑤ 略</p> <p><u>9.</u> 意見申出制度</p> <p>意見申出制度は、<u>監視委員会</u>及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続きの透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 検査対象先への説明 主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を<u>検査着手日</u>及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。</p> <p>(2) 意見申出制度の概要</p> <p>① 意見申出書の提出等 イ. <u>検査官と検査対象先との間に意見相違が明らかになった事項</u>について、事実関係及び申出者（検査対象先の代表者）の意見を意見申出書に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、<u>監視委員会事務局</u>長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。</p> <p>ロ. ～ホ. 略</p> <p>② 審理手続等 イ. 意見申出事項は、<u>監視委員会事務局（証券検査官室以外の課室）</u>が作成した審理結果（案）に基づいて<u>委員会</u>において審理を行う。 ロ. 審理結果については、検査結果通知書に反映させる。</p> <p>③ 略</p> <p><u>10.</u> 検査結果の通知</p>	<p>③ 略</p> <p>④ 講評の際の出席者 イ. 当局 原則として、主任検査官のほか<u>担当検査官</u> 1名以上とする。</p> <p>ロ. 略</p> <p>⑤ 略</p> <p><u>10.</u> 意見申出制度</p> <p>意見申出制度は、<u>証券監視委</u>及び財務局等の検査水準の維持・向上、手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 検査対象先への説明 主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を<u>検査に着手した時</u>及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。</p> <p>(2) 意見申出制度の概要</p> <p>① 意見申出書の提出等 イ. <u>確認された意見相違事項</u>について、事実関係及び申出者（検査対象先の代表者）の意見を意見申出書に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、<u>証券監視委事務局</u>長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。</p> <p>ロ. ～ホ. 略</p> <p>② 審理手続等 イ. 意見申出事項は、<u>証券監視委事務局（証券検査課以外の課）</u>が作成した審理結果（案）に基づいて<u>証券監視委</u>において審理を行う。 ロ. 審理結果については、検査結果通知書に反映させる。</p> <p>③ 略</p> <p><u>11.</u> 検査結果の通知</p>

現行	改正後
<p>検査の結果については、<u>監視委員会</u>委員長名（財務局等にあつては<u>局長名</u>）において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする。</p> <p><u>11. 検査結果等の公表</u></p> <p>（1） 検査結果の公表  <u>監視委員会</u>の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者等の保護に資するため、<u>監視委員会</u>の行った検査事務の処理状況については、以下のとおり、ホームページ上で公表するものとする。</p> <p>イ. 勧告に至った事案について、<u>検査結果通知後</u>、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。</p> <p>ロ. 勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えることとする。</p> <p>ハ. <u>監視委員会</u>が行った検査事務の処理状況について、<u>1か年分ごと</u>に取りまとめて公表する。</p> <p>なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。</p> <p>（2） 検査対象先の公表  法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、<u>検査着手から検査終了までの間</u>、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。</p>	<p>検査の結果については、<u>証券監視委</u>委員長名（財務局等にあつては<u>財務局長等名</u>）において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする。</p> <p><u>12. 検査結果等の公表</u></p> <p>（1） 検査結果の公表  <u>証券監視委</u>の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者等の保護に資するため、<u>証券監視委及び財務局等</u>の行った検査事務の処理状況については、以下のとおり、ホームページ上で公表するものとする。</p> <p>イ. 勧告に至った事案について、<u>検査終了後</u>、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する。</p> <p>ロ. 勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適宜、公表する。なお、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えることとする。</p> <p>ハ. <u>証券監視委</u>が行った検査事務の処理状況について、<u>1年分ごと</u>に取りまとめて公表する。</p> <p>なお、公益又は投資者等への影響等から、公表が不相当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。</p> <p>（2） 検査対象先の公表  法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、<u>原則として、臨店検査期間中（予告検査の場合にあつては予告日から臨店検査終了までの間）</u>、ホームページ上で検査対象先を公表するものとする。</p>